

一級河川・那賀川の国直轄管理に関する意見書

地方分権改革推進委員会が、平成20年5月28日に取りまとめた第一次勧告では、「一つの都道府県内で完結する一級水系内の直轄区間については、原則として都道府県に移管する。なお、地方自治体が概ね一つの都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととすべきである。」とされている。

推進委員会が、様々な分野において、地方への思い切った権限移譲を打ち出したことは評価できるところであるが、本来、水害や土砂災害から国民の生命と財産を守り、安全・安心を確保することは国の責務である。

特に、本県的那賀川については、度重なる洪水被害の一方で渇水にも見舞われる状況にあるのに加えて、昨年4月に、県・県議会、さらには経済界や地元自治体の要望が実り、長安ロダムの国直轄化が実現し、国直轄事業としてダム改造事業に着手されたばかりである。

よって、国におかれては、こうした那賀川の特性和実情に深く配意し、那賀川の国直轄区間について、引き続き国による管理が行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

徳島県議会議長 福 山 守